平成２２年（フ）第７４５号
兵庫県尼崎市開明町１丁目23番地エメラルド神尼401
債務者　片瀬昌樹子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８３３号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番兵庫県営西宮高須鉄筋住宅12号棟0206号、住民票上の住所兵庫県尼崎市西難波町５丁目４番28号
債務者　亀田　早苗
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６号
愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲5440番地
債務者　砂田　祐次
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９２号
愛媛県宇和島市和霊町1329番地１　メゾンド和霊301
債務者　酒井　邦夫
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第９６号
愛媛県宇和島市吉田町沖村甲364番地10
債務者　清家　　進
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１００号
愛媛県宇和島市中央町１丁目４番15号
債務者　奥本　一広
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第１０１号
愛媛県西予市宇和町田苗真土1971番地
債務者　中川　美香
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２２年（フ）第８７号
福岡県直方市大字植木2013番地４
債務者　山野佳代子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第２６３号
佐賀県佐賀市川副町大字早津江915番地１
債務者　元村　　博
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７２号
佐賀市若宮３丁目４番542号
債務者　橋本　　勝
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３０８号
佐賀市大財１丁目８番33―802号
債務者　松尾　和浩
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１６号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字扇町2461番地17
債務者　友田　和幸
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２０号
佐賀県佐賀市神野西３丁目15番28号　グランドール神野403号
債務者　江口　信枝
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２１号
佐賀県佐賀市神野西３丁目15番28号　グランドール神野403号
債務者　江口　雅治
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
大分市大字津守1190番地の５　フォーブルＮＡＳＵ201
債務者　潮田　賢二
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第４８号
大分県中津市大字下池永102番地13
債務者　永添　知幸
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第７５号
大分県宇佐市安心院町荘1129番地の71
債務者　井上　重敏
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係